

# 北海道債の栞

## 北海道の財政状況など

令和3年10月



青い池(美瑛町)

# 目次

|                    |                                     |      |
|--------------------|-------------------------------------|------|
| 令和3年度 北海道債発行計画     |                                     | P.1  |
| 北海道の概要と<br>主 な 施 策 | 北海道の概要①                             | P.2  |
|                    | 北海道の概要②                             | P.3  |
|                    | 「命と暮らしを守り、未来を切り拓く」予算<br>～令和3年度重点政策～ | P.4  |
|                    | 現下の危機克服と感染症に強い地域社会の構築               | P.5  |
|                    | デジタル化の推進による「北海道 Society5.0」の実現      | P.6  |
|                    | 多様な主体との連携・協働による企業や人材の誘致             | P.7  |
|                    | 本道の特性を活かしたカーボンニュートラルへの挑戦            | P.8  |
|                    | 道産食品の輸出拡大など新たな市場への展開                | P.9  |
|                    | 北海道におけるSDGsの取組                      | P.10 |
|                    | 北海道債の活用状況について                       | P.11 |
| 財 政 状 況            | 令和3年度 一般会計予算の概要                     | P.12 |
|                    | 令和3年度 一般会計予算(歳入)                    | P.13 |
|                    | 令和3年度 一般会計予算(歳出)                    | P.14 |
|                    | 令和元年度 普通会計決算の概要                     | P.15 |
|                    | 税収の推移                               | P.16 |
|                    | 投資的経費／人件費の推移                        | P.17 |
|                    | 道債発行額／道債残高の推移                       | P.18 |
|                    | 健全化判断比率                             | P.19 |
|                    | 行財政運営の基本方針                          | P.20 |
|                    | 「統一的な基準」による地方公会計 貸借対照表              | P.21 |
|                    | ご参考:地方債の安全性について                     | P.22 |



## 北海道・北東北の縄文遺跡群 ～ 縄文遺跡群を世界文化遺産に ～

### 【構成資産】

17遺跡  
(北海道6、青森県8、岩手県1、秋田県2)

### 【道内遺跡】

- ① 大船遺跡、② 垣ノ島遺跡(函館市)、
- ③ キウス周堤墓群(千歳市)、
- ④ 北黄金貝塚(伊達市)、
- ⑤ 入江貝塚、⑥ 高砂貝塚(洞爺湖町)

北海道は、青森県、岩手県、秋田県及び関係市町とともに「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組を進めています。



復元された竪穴建物(北黄金貝塚)



土偶・土製品(入江・高砂貝塚)

出典:(上)JOMON ARCHIVES(伊達市教育委員会)、(下)北海道歴史文化ポータルサイトAKARENGA(洞爺湖町教育委員会)

# 令和3年度 北海道債発行計画

- 市場公募債は**3,200億円**の発行を計画
- 10年債は偶数月に、5年債は奇数月に定例的に発行予定
- 市場環境に応じた機動的な発行を図るため、フレックス枠を活用して、超長期債を600億円発行予定

|        |                  | 4月    | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 計     |
|--------|------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 市場公募債  | 10年債             | 200   |     | 200 |     | 200 |     | 200 |     | 200 |     | 200 |     | 1,200 |
|        | 5年債              |       | 100 |     | 100 |     | 100 |     | 100 |     | 100 |     | 100 | 600   |
|        | フレックス枠<br>(超長期債) |       |     |     |     |     |     | 600 |     |     |     |     |     | 600   |
|        | 共同債              |       |     | 100 | 100 | 100 |     | 100 |     | 100 | 100 | 100 | 100 | 800   |
| 公 募 計  |                  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 3,200 |
| 銀行等引受債 |                  | 2,383 |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |
| 政府系資金  |                  | 467   |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |       |
| 合 計    |                  |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 6,050 |

※今後の状況変化等により発行計画が変更となる可能性があります

## 市場公募債(10年債・5年債)の発行について

- プレ・マーケティングにより発行条件を決定(シ団メンバーの引受希望条件の加重平均値等を参照)
- 発行日は原則月末(3、9月は25日)、償還日は原則発行日応当日
- 利払日は3、9月の25日に設定

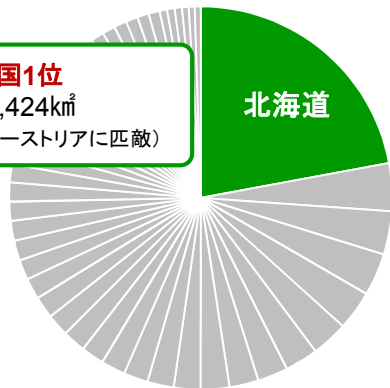


# 北海道の概要①

## 面積・人口・自然条件等

### 面積

**全国1位**  
83,424km<sup>2</sup>  
(オーストリアに匹敵)



日本の面積(377,977km<sup>2</sup>)の約1/5

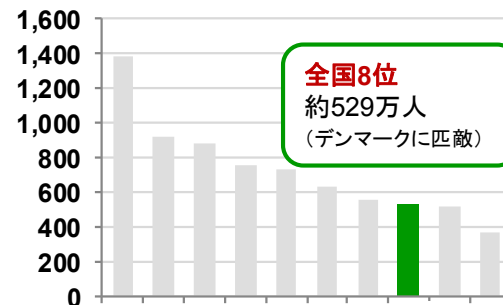
### 人口

(万人)

1,600  
1,400  
1,200  
1,000  
800  
600  
400  
200  
0

東京 神奈川 大阪 愛知 埼玉 千葉 兵庫 北海道 福岡 静岡 岡山 広島 香川 徳島 高松 愛媛 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄

**全国8位**  
約529万人  
(デンマークに匹敵)



出典：『統計でみる都道府県のすがた2020』

出典：『令和2年度全国都道府県市区町村別面積調』  
(国土地理院)

## 人口密度・自然条件等の主要都府県との比較

| 都道府県 | 人口密度                     | 年平均気温 | 年降雪量  | 道路延長       |
|------|--------------------------|-------|-------|------------|
| 北海道  | 67.4人/km <sup>2</sup>    | 9.5℃  | 465cm | 91,211.4km |
| 宮城県  | 318.0人/km <sup>2</sup>   | 13.6℃ | 74cm  | 22,400.0km |
| 東京都  | 6,300.0人/km <sup>2</sup> | 16.8℃ | 24cm  | 25,322.2km |
| 愛知県  | 1,457.0人/km <sup>2</sup> | 16.9℃ | 5cm   | 45,776.4km |
| 大阪府  | 4,625.5人/km <sup>2</sup> | 17.4℃ | -     | 14,215.0km |
| 福岡県  | 1,024.2人/km <sup>2</sup> | 17.7℃ | 4cm   | 30,498.6km |

※ 北海道の人口密度は、北方領土を除いた面積により算出

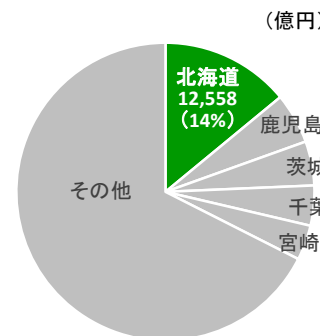
※ 年降雪量は、都道府県庁所在地のデータ

出典：『統計でみる都道府県のすがた2020』(総務省)、国土交通省気象庁公表データ、  
『道路統計年報2019』(国土交通省)より作成

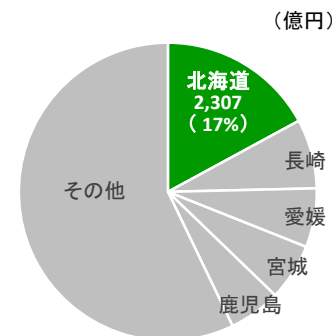
## 北海道の主な産業

| 区分  | 内容                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の農業産出額は1兆2,558億円で、全国1位(2019年)</li> <li>主な農畜産物は馬鈴しょや生乳などであり、いずれも全国1位の生産量</li> </ul>                              |
| 水産業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の漁業生産高は、数量が108万トン、金額が2,307億円で、数量・金額ともに全国1位(2019年)</li> <li>主な海産物は、ホタテガイやホッケ、サケ、コンブなどであり、いずれも全国1位の生産量</li> </ul> |
| 林業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の森林面積は554万haで全国1位であり、また、林業産出額は467億円で、全国3位(2019年)</li> <li>主な林産物はカラマツやトドマツであり、いずれも全国1位の生産量</li> </ul>            |
| 工業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の製造品出荷額は6兆426億円で、全国19位(2019年)</li> <li>主な製造業は、食料品製造業や石油製品・石炭製品製造業であり、これらの割合が製造品出荷額の5割以上</li> </ul>              |
| 観光  | <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の延べ宿泊者数は約3,698万人泊で、全国第3位(2019年)</li> <li>2019年度の訪日外国人来道者数は約244万人で、国別では中国が最も多く、次に台湾、韓国の順</li> </ul>              |

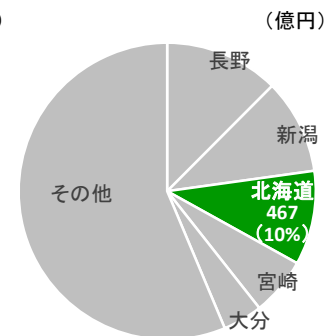
### <農業産出額>



### <漁業産出額>



### <林業産出額>



出典：『令和元年農業産出額及び生産農業所得』、『令和元年漁業産出額』、『令和元年林業産出額』  
(農林水産省)より作成

# 北海道の概要②

## 北海道の交通ネットワーク

- 道内の主要都市は、国道や道道、高速道路、鉄道などさまざまな交通機関で結ばれているほか、本道の航空ネットワークの中核空港である新千歳空港は、羽田空港(約100分)や中部空港(約115分)、関西空港(約140分)などと路線が就航されており、道外主要都市と高いアクセス性を有している。

| 区 分 | 内 容                                                                                                                                                                            |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道 路 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国の計画に基づく北海道の高規格幹線道路の総延長は1,825kmであり、そのうち1,183kmが開通済(2021年4月現在)</li> <li>今後、高規格幹線道路の延伸により、さらなる物流の効率化や周遊観光の振興、救急搬送時間の短縮などの効果が期待</li> </ul> |
| 鉄 道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2016年に北海道新幹線の新青森・新函館北斗間が開業し、2030年度末に札幌まで延伸予定</li> <li>北海道新幹線の札幌開業による効果は約2兆5000億円の経済波及と約19万7000人の雇用創出(道推計ベース)</li> </ul>                 |
| 港 湾 | <ul style="list-style-type: none"> <li>室蘭や苫小牧の国際拠点港湾など35の港湾が所在(2021年4月現在)</li> <li>小麦などの農産物の輸出やパルプチップなどの原材料の輸入など、道内における輸出入貨物量の9割以上を港湾が取り扱っており、本道の経済活動を支える重要な拠点</li> </ul>      |
| 航 空 | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在13の空港があり、国内線は道内10路線、道外47路線の計57路線が就航(2021年4月現在)</li> <li>2020年度より道内7空港にて一括民間委託による運営が開始され、空港運営の効率化や航空ネットワークの充実など様々な効果が期待</li> </ul>     |

＜北海道の交通ネットワークの状況＞



# 「命と暮らしを守り、未来を切り拓く」予算～令和3年度重点政策～

## 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、「道民の命と暮らしを守る」ため、感染症への対応に最優先で取り組み、誰もが将来に希望をもって、安心して暮らしていける地域社会の構築につなげていく。
- 「ピンチをチャンスに」「ハンディを強みに」「強みを成長エンジンに」という視点から、ポストコロナを見据えた本道の新たな未来を切り拓くための起点となる取組を推進する。

ピンチをチャンスに

ハンディを強みに

強みを成長エンジンに

## I. 現下の危機克服と感染症に強い地域社会の構築

### 【最優先で取り組む3つの政策】

現下の  
危機克服

- 1 医療提供体制等の充実強化
- 2 北海道スタイルの定着促進と経済への影響対策
- 3 学びや生活の安心確保と道民の健康づくり

感染症に強い  
地域社会の構築

## II. ポストコロナの新たな未来を切り拓く北海道づくり

### 【3つの視点と9つの政策】

#### ピンチをチャンスに

- 1 デジタル化の推進による「北海道Society5.0」の実現
- 2 多様な主体との連携・協働による企業や人材の誘致
- 3 本道の特性を活かしたカーボンニュートラルへの挑戦
- 4 アイヌ政策の推進と縄文文化など地域資源の魅力発信
- 5 持続可能な交通・物流ネットワークの形成と強靱な北海道づくり
- 6 次代を担う人づくりと誰もが能力を発揮できる社会の実現
- 7 域内循環・国内需要の取り込みと力強い農林水産業の確立
- 8 道産食品の輸出拡大など新たな市場への展開
- 9 徹底した感染防止対策による国際大会の受入れとインバウンドの再獲得

ハンディを強みに

強みを成長エンジンに



# 現下の危機克服と感染症に強い地域社会の構築

## ～最優先で取り組む3つの政策～

- 今後の更なる感染拡大も想定しながら、万全の準備を行うという考えのもと、ワクチン接種体制をはじめ、相談・検査・医療提供体制の充実強化を進め、道民の安全・安心を確保する。
- 感染リスクを低減させる行動やビジネススタイルを実践する「北海道スタイル」の定着に向けた取組を加速する。
- 感染症の影響により、学習環境に大きな変化が生じている子どもたちの「学び」を確保するため、適切な学びの環境づくりを推進するとともに、生活への影響が特に大きい方々への総合的な支援策や道民の健康づくりを進める。

### 1 医療提供体制等の充実強化

#### <政策のポイント>

|    |                |
|----|----------------|
| 予防 | ワクチン接種体制の整備    |
| 相談 | いつでも相談できる体制の確保 |
| 検査 | 検査体制の拡充        |
| 医療 | 医療提供体制の充実強化    |

#### <主な取組>

- 国及び市町村・医療機関等との連携のもとでワクチン接種を適切に行うため、広域調整を担う道として必要な体制整備を行う。
- 道内の発熱患者等の相談窓口として、24時間・年中無休の「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」を設置・運営する。
- 感染症患者の受入れ医療提供体制を整備するため、重点医療機関等における病床確保を支援する。



### 2 北海道スタイルの定着促進と経済への影響対策

#### <政策のポイント>

|              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 北海道スタイルの定着促進 | 北海道スタイル実践店舗等の可視化や行動変容を促す広報・PR等  |
| 経済への影響対策     | 感染防止・事業継続に取り組む事業者への支援や離職者等への支援等 |

#### <主な取組>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制と社会経済活動を両立するため、感染リスクを低減する行動やビジネスチャンス拡大につなげていく「北海道スタイル」の浸透・定着に向けた取組を促進する。
- 感染症防止対策として有効であるテレワークの普及・定着のため、徹底した感染防止対策のもと、セミナー、体験会等のイベントを実施するとともに、テレワーク用通信機器の導入等を支援する。



### 3 学びや生活の安心確保と道民の健康づくり

#### <政策のポイント>

|    |                   |
|----|-------------------|
| 学び | 学びの保障と心のケア        |
| 生活 | 「生活」、「命」、「こころ」を守る |
| 健康 | 高齢者や子どもの活動促進等     |

#### <主な取組>

- 教員が学びの保障に専念できる体制を整備するため、校内の換気・消毒、文書や資料の印刷等の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを学校に配置する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少等により生活に困窮している世帯を対象に生活福祉資金の特例貸付及び総合支援資金の再貸付を実施する。



## デジタル化の推進による「北海道Society5.0」の実現

- 「広域分散」「距離」といった本道のハンディを強みに変えるとともに、人口減少、少子高齢化などの課題解決に向け、「暮らし」「産業」「行政」の3つの分野を重点に、本道のデジタル化を加速する。
- 「北海道Society5.0」の実現を図るための指針である「北海道Society5.0推進計画」に基づき、IoTやAI、ロボットなどの未来技術を活用した地域社会の実現に向けて、取り組む。

### オール北海道による「Society5.0」の実現

#### <主な取組>

- 行政手続のオンライン化やSmart道庁の推進により行政のデジタル化を図る。
- 道内市町村のオープンデータ推進の支援や官民データの活用を通じた社会課題の解決等を可能にする環境整備などを行う。
- デジタル化を支えるインフラの整備と人材育成を進め、「北海道Society5.0」の実現に向けた取組を推進する。



### 暮らしのデジタル化

#### <主な取組>

- 地域創生を担う人材の育成と活躍を促進するため、遠隔授業配信センターを通じ、大学進学等に対応した遠隔授業を実施する。
- 介護業務等に係る負担の軽減を推進するため、施設、事業所への介護ロボットや見守り機器、ICT機器の導入を支援する。



### 産業のデジタル化

#### <主な取組>

- 営農体系の省力化や生産現場における先端技術の導入と普及を図るため、スマート農業を担う人材育成やICT技術を活用した実証事業等を行う。
- ICT技術等を活用したスマート林業の構築に向けて、先進事例のPRや道内各地への最新技術の普及を促進する。
- コンブ生産量の増加を図るため、ICT技術等を活用したコンブの分布状況の把握による漁場の効率的な管理や生産過程の自動化を促進する。





## 多様な主体との連携・協働による企業や人材の誘致

- 都市から地方への関心の高まり、企業のリスク分散やサプライチェーンの再編といった変化を捉え、企業のサテライトオフィスや本社機能、生産拠点などターゲットを絞った戦略的な企業誘致を進めるとともに、移住・定住・Uターンへの関心層の掘り起こしを行う。
- 市町村や地域の関係者とともに、自然や森林、食など本道の魅力を活かしたワーケーションの受入環境の整備を進め、関係人口の拡大を図る。

### 戦略的な企業の誘致

#### <主な取組>

- 企業の地方へのリスク分散の動きを捉え、道内へのサテライトオフィスの設置や本社機能の移転などを促進するため、首都圏企業をターゲットに誘致活動を展開する。
- サプライチェーン再編のため生産拠点の国内移転等を検討する企業に対し、道内の立地環境のPRや企業訪問を実施する。



道内のサテライトオフィス



企業立地の例  
(苫小牧市)

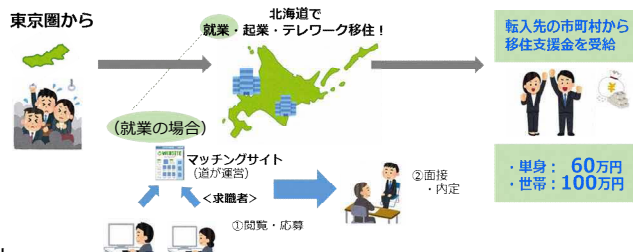
### 移住・Uターン関心層の取り込み

#### <主な取組>

- 東京圏からのUターンによる新規就業を促進するため、移住支援対象法人を掲載するマッチングサイトを運営するとともに、就職した方等に移住支援金を支給する。
- 移住・就業相談などのワンストップ窓口を東京都内で運営するほか、首都圏の若者等を対象に、オンライン等を活用したイベントを行う。
- 道内への移住者の増加を図るため、道内市町村を対象にオンラインや動画を活用したPR手法の研修の実施やWebを活用したターゲティング広告を行い、新たな移住関心層に対するPRを実施する。



オンラインを活用した交流イベント



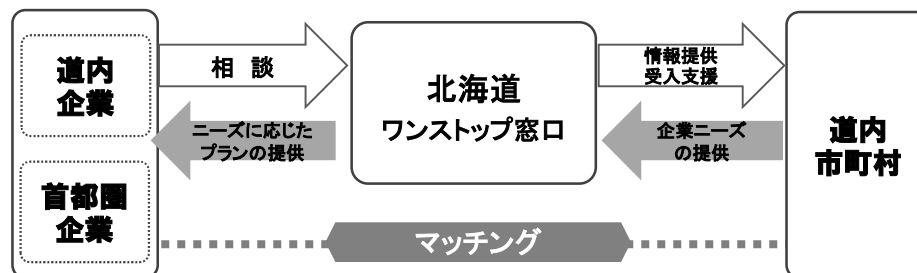
### 北海道型ワーケーションの推進

#### <主な取組>

- ワーケーションの窓口として、道内企業や首都圏企業等の誘致及び市町村とのマッチングや企業ニーズを踏まえたワーケーションプランのコーディネートを実施する。
- ワンストップ窓口の「北海道型ワーケーションポータルサイト」内で一元的に情報発信するとともに、企業や自治体からの道内でのワーケーション実施に関する相談対応を実施する。
- 北海道型ワーケーションの取組を全道に普及・展開させるため、道内全市町村を対象とした「普及推進会議」を開催する。



#### コーディネート



# ポストコロナの新たな未来を切り拓く北海道づくり

## 本道の特徴を活かしたカーボンニュートラルへの挑戦

- CO2の吸収源となる豊かな森林を有し、全国有数の再生可能エネルギー賦存量を誇る本道の特徴を活かし、カーボンニュートラルに向けた取組を進める。
- 地域の省エネ・新エネ導入の加速化に向けた集中的な支援を行うとともに、吸収源対策として森林資源の循環利用を促進するなど、CO2の排出・吸収両面からの取組を重層的に進め、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現をめざす。

### 脱炭素モデルの創出・普及

#### <主な取組>

- 道民のライフスタイルの見直しや再エネ導入など、道内の脱炭素化に向けた取組促進に必要な支援策を調査・検討する。

#### R3 モデル地域掘り起こし

##### 調査・分析

資源ポテンシャルや  
CO2排出原因分析など

##### 検討

分野別・業種別の取組  
など

#### R4 モデル構築

##### 取組の実践

- 本道の脱炭素社会の早期実現を図るため、再エネ転換・省エネ徹底を促し、道民・事業者等の行動変容を促進する。

### 「ゼロカーボン北海道」のイメージイラスト



イラスト：あいばゆう (第2回北のまんが大賞受賞者)

### 省エネ・新エネの導入促進

#### <主な取組>

- 地域が主体となって行う新エネ導入の掘り起こしを行うとともに、新エネ導入に向けた事業計画の策定から導入の各段階に対する支援を実施する。
- 道有施設等への省エネ・新エネ設備の導入により、CO2排出量の削減を進める。
- 再生可能エネルギーによる水素生産や利活用などの実証事業の誘導を進め、将来の本道経済を支える水素関連産業の基盤形成を促進する。
- 再エネ海域利用法に基づく法定協議会設置に向け、地域の合意形成を図る支援のほか、機運醸成や理解促進のためのセミナーを開催する。



新議会庁舎に高効率太陽光発電機と  
井水利用水熱源ヒートポンプを導入



洋上風力発電に係る  
理解促進セミナー

### 森林吸収源対策の推進

#### <主な取組>

- 地球温暖化防止など森林の有する多角的機能が発揮できる豊かな森づくりの推進を図る。
- 道産木材「HOKKAIDO WOOD」の利用を促進するため、都市の木造化、海外販路の拡大、技術者育成等を推進する。



伐採跡地への  
計画的な植林

道産木材製品  
ブランドロゴ



## 道産食品の輸出拡大など新たな市場への展開

- コロナ禍による世界各国の市場動向の変化や国の輸出拡大実行戦略も踏まえながら、道産食品輸出額1,500億円をめざし、輸出品目や輸出先国の更なる重点化を図るなど、戦略的な取組を進める。
- 世界的なデジタル化の進展の中で、道内企業の国際競争力を強化していくため、ECなどデジタル技術を活用した企業の海外展開を促進する。

### 輸出品目や輸出先国の重点化による道産食品の輸出拡大

#### <主な取組>

- 海外アンテナショップを活用したマーケティング支援や道産品消費拡大キャンペーンの展開により、道産食品のPRや販路拡大を図る。
- 道産食品の輸出拡大に向けて、道内新規参入企業の人材育成や海外販路の拡大を促進する。



海外アンテナショップ  
(タイ・バンコク店)



現地商談会  
(台湾・台北市)



北海道フェア  
(シンガポール)

### アジア地域等における巣ごもり(内食)需要への対応強化

#### <主な取組>

- コロナ禍により、輸出環境を巡る情勢が大きく変化している中、農畜産物等の輸出拡大に向けて、家庭食需要に対応した販路を確保するための取組を行う。
- 道産水産物の輸出促進のため、海外の飲食店等での販売PRに加え、ネット通販や家庭内消費に対応した水産加工品のPRを行い、販路拡大を図る。



北海道米や日本酒の商談会  
(中国)



通販のウェブサイト  
(中国)



水産加工品のPR  
(中国)

### デジタル技術を活用した道内企業の海外展開支援

#### <主な取組>

- コロナ禍により急速に拡大するデジタル化の潮流を踏まえ、デジタル技術を活用した道内企業の海外展開や、市場開拓に向けた海外企業等とのマッチングを支援し、本道産業の国際競争力の強化を図る。

#### 道内企業のデジタル対応力強化・商流構築



##### 育成

オンライン国際取引等の  
研修会

##### 連携

海外展開を検討する  
道内企業と海外企業等の  
マッチング

#### ECやオンライン商談による販売促進



海外現地ECサイト  
でのテスト販売

オンライン商談会の実践

海外アンテナショップでの  
フェアに合わせたネット通販

SNSや特別Webサイト  
での道産品PR



# 北海道におけるSDGsの取組



- 持続可能なまちづくりや地域活性化を推進するため、国は優れたSDGsの取組を提案する自治体を「SDGs未来都市」として選定しており、北海道の提案した「北海道価値を生かした広域SDGs事業」が平成30年6月に選定。
- 北海道では、提案内容を具体化した「北海道SDGs未来都市計画」を平成30年8月に策定し、道内自治体や関係団体など多様な主体との連携による情報発信や普及啓発等により、SDGs推進に向けて様々な取組を展開。

## 北海道のSDGsの推進に資する取組

### 経済

地域に所得と雇用を生み出す  
攻めの農林水産業の確立



観光客受入体制の飛躍的拡充



世界の中で輝きつつける北海道の実現

### 環境

生物多様性の保全と豊かな自然からの  
恵みの持続可能な利用



低炭素型のライフスタイルへの転換や  
エネルギー自給・地域循環システムの  
構築



### 社会

安心の子育て環境、医療・福祉  
基盤の整備



障がい者等の就労機会を創出  
する福祉・産業連携モデル構築



気候変動に対応した地域防災  
力の向上



地域と未来を担う人づくり



道独自の広域連携の推進



アイヌ文化の発信等の強化



情報発信  
普及啓発

道事業におけるPRの  
実施やシンポジウム

包括連携協定締結先企業や  
SDGs未来都市等との連携

SDGs出前講座の実施

市町村や民間団体等への支援  
を通じた情報発信・普及啓発

SNS等の広報ツールを  
活用した情報発信

推進体制



- 「北海道SDGs推進本部」の下、「北海道SDGs推進ビジョン」に沿って、全庁一丸となってSDGsを推進
- 「北海道SDGs推進ビジョン」を踏まえ、道の各種計画を策定・改定
- 計画の推進に当たっては、多様な主体が参加する「北海道SDGs推進ネットワーク」などを活用し、企業や団体、市町村等と連携

# 北海道債の活用状況について

## 北海道債の活用状況について

### 環境

生物多様性の保全と豊かな自然からの恵みの持続可能な利用



#### 【豊かな森づくり推進事業費補助金 <下川町ほか>】

■ 総事業費 682百万円  
(うち道債 681百万円)

■ 事業概要  
森林所有者が森林経営計画に基づき、実施する植林への支援。

■ 事業効果  
森林の多面的機能が発揮される持続可能な森林づくりにより、循環型社会の形成や環境に配慮した地域づくりを促進する。



### 環境

生物多様性の保全と豊かな自然からの恵みの持続可能な利用



#### 【暑寒別天売焼尻国定公園暑寒沢雨竜線歩道改修工事 <雨竜町>】

■ 総事業費 80百万円  
(うち道債 44百万円)

■ 事業概要  
老朽化した自然公園内の道有施設更新のため、木道を再整備。

■ 事業効果  
北海道が世界に誇る、豊かで優れた自然を保全し、次代へ継承するため、自然環境の保全や自然公園の適正利用等を推進する。



### 社会

気候変動に対応した地域防災力の向上



#### 【望月寒川改修工事(放水路トンネル) <札幌市>】

■ 総事業費 8,857百万円  
(うち道債 2,657百万円)

■ 事業概要  
大雨などによる洪水被害を軽減化するため、放水路トンネルを整備。

■ 事業効果  
気候変動により、近年、激甚化・頻発化する自然災害を防止・軽減することにより、安心して住み続けられるまちづくりを推進する。



### 社会

地域と未来を担う人づくり



#### 【特別支援学校施設整備費 <苫小牧市>】

■ 総事業費 643百万円  
(うち道債 342百万円)

■ 事業概要  
既存の閉校した小学校を活用して、特別支援学校を整備。

■ 事業効果  
すべての子どもが教育を受けられる教育環境を確保し、地域と未来を担う人づくりを推進する。

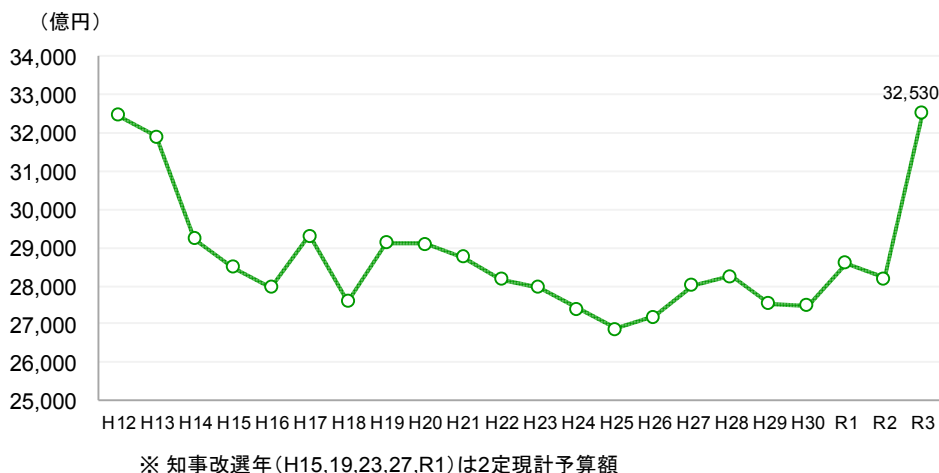




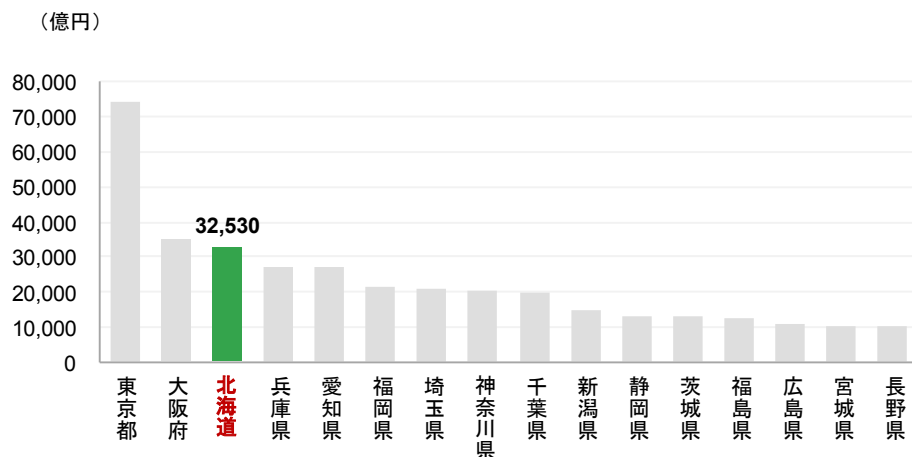
# 令和3年度 一般会計予算の概要

- R3年度当初の一般会計予算の規模は**3兆2,530億円**（当初予算額としては、H11(2定)・H10(当初)に次いで過去3番目の規模）。

財政規模の推移(当初予算ベース)



財政規模の他団体比較(R3当初予算ベース)



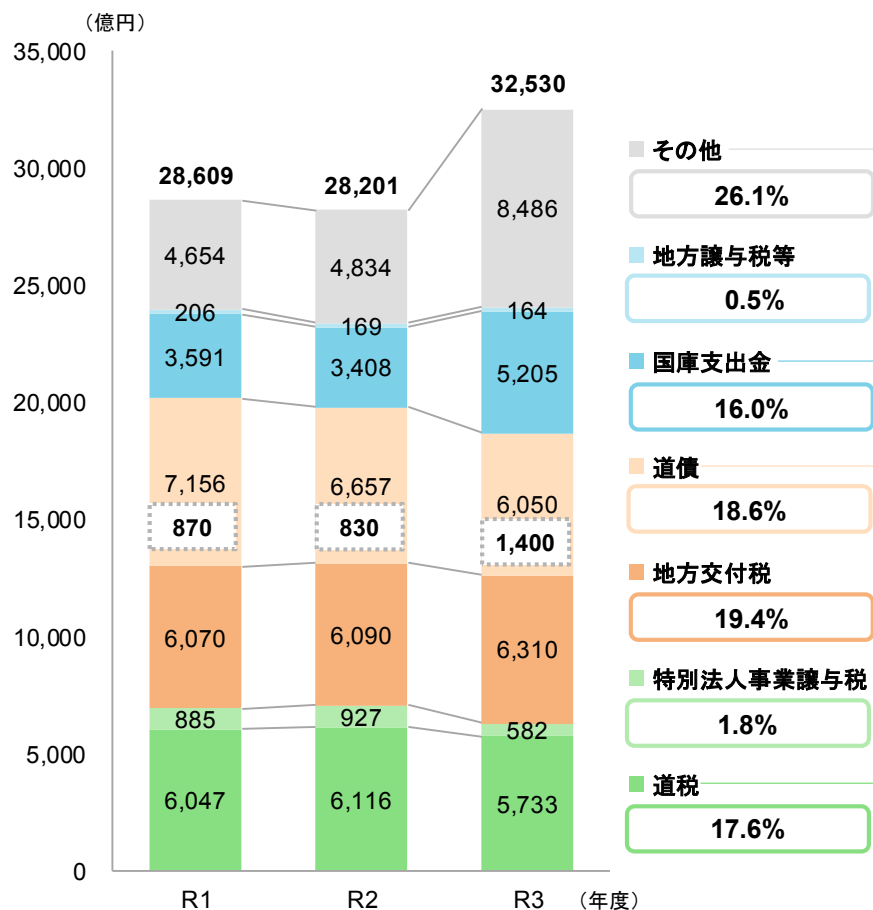
一般会計予算概要(歳入・歳出の状況)

(億円)

| 区分    | R2(当初) | R3(当初) | 増減     |
|-------|--------|--------|--------|
| 道 税   | 6,116  | 5,733  | ▲ 383  |
| 地方交付税 | 6,090  | 6,310  | +220   |
| 道 債   | 6,657  | 6,050  | ▲ 607  |
| そ の 他 | 9,338  | 14,437 | +5,099 |
| 歳 入 計 | 28,201 | 32,530 | +4,329 |
| 人 件 費 | 5,635  | 5,548  | ▲ 87   |
| 投資的経費 | 3,806  | 3,312  | ▲ 494  |
| 道債償還費 | 7,168  | 6,414  | ▲ 754  |
| 義務的経費 | 7,326  | 7,359  | +33    |
| そ の 他 | 4,266  | 9,897  | +5,631 |
| 歳 出 計 | 28,201 | 32,530 | +4,329 |

# 令和3年度 一般会計予算(歳入)

## 歳入予算の推移



※ R2,R3は当初予算額、R1は2定現計予算額  
 ※ 道債のうち 870(830)は臨財債(内数)  
 ※ 各経費の構成比はR3予算に占める割合

### 【 その他 】 8,486億円 (+3,652億円, +75.5%)

- 増加の要因
  - 中小企業総合振興資金貸付金 (+3,620億円)

### 【 国庫支出金 】 5,205億円 (+1,797億円, +52.7%)

- 増加の要因
  - 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (+1,727億円)
  - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (+248億円)

### 【 道 債 】 6,050億円 (▲607億円, ▲9.1%)

- 新規発行債 3,272億円 (+176億円)
- 借 換 債 2,778億円 (▲783億円)

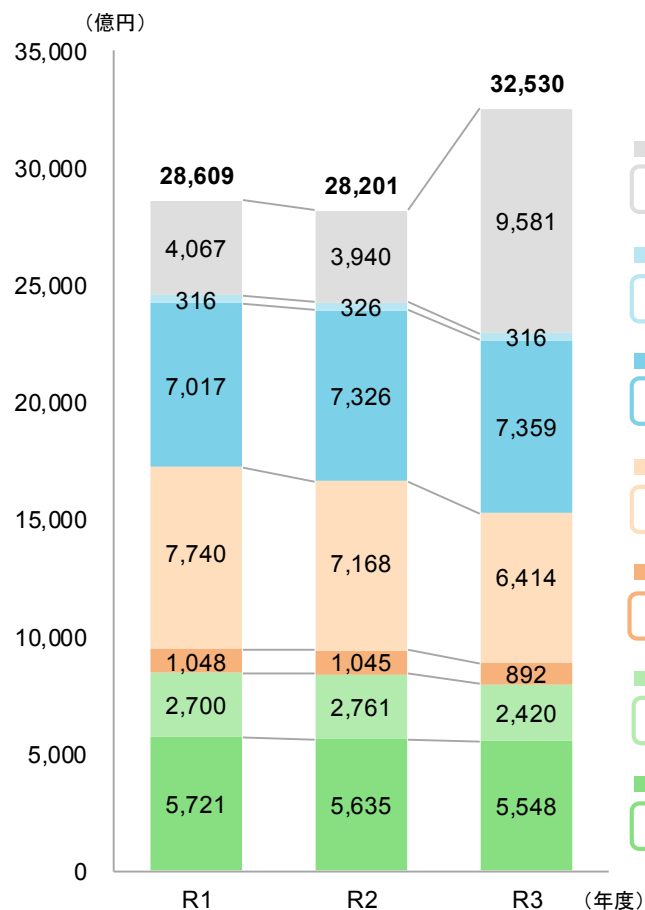
|       | (億円)   |        |      |
|-------|--------|--------|------|
|       | R2(当初) | R3(当初) | 増減   |
| 新規発行債 | 3,096  | 3,272  | +176 |
| うち臨財債 | 830    | 1,400  | +570 |
| うちその他 | 2,266  | 1,872  | ▲394 |
| 借換債   | 3,561  | 2,778  | ▲783 |
| 合計    | 6,657  | 6,050  | ▲607 |

### 【 道 税 】 5,733億円 (▲383億円, ▲6.3%)

- 減少の要因
  - 給与所得の減少が見込まれることにより、個人道民税が減少 (▲51億円)
  - 課税所得の減少が見込まれることにより、法人二税が減少 (▲241億円)
  - 輸入額の減少が見込まれることにより、地方消費税が減少 (▲46億円)

# 令和3年度 一般会計予算(歳出)

## 歳出予算の推移



一般施策事業費

29.4%

施設等維持管理費

1.0%

義務的経費

22.6%

道債償還費

19.7%

投資的事業費

2.8%

公共事業費

7.4%

人件費

17.1%

### 【一般施策事業費】 9,581億円 (+5,641億円, +143.2%)

- 中小企業総合振興資金貸付金 +3,620億円
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金関連事業費 +1,727億円
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業費(新規・拡充) +232億円

### 【道債償還費】 6,414億円 (▲754億円, ▲10.5%)

- 元金償還金(借換分) ▲783億円
- 元利償還金(その他)等 +29億円

### 【人件費】 5,548億円 (▲87億円, ▲1.5%)

- 給与等 ▲63億円  
(うち、職員数変動や新陳代謝による減 ▲51億円)
- 退職手当 ▲4億円
- 共済費 ▲20億円

※ R2,R3は当初予算額、R1は2定現計予算額

※ 各経費の構成比はR3予算に占める割合



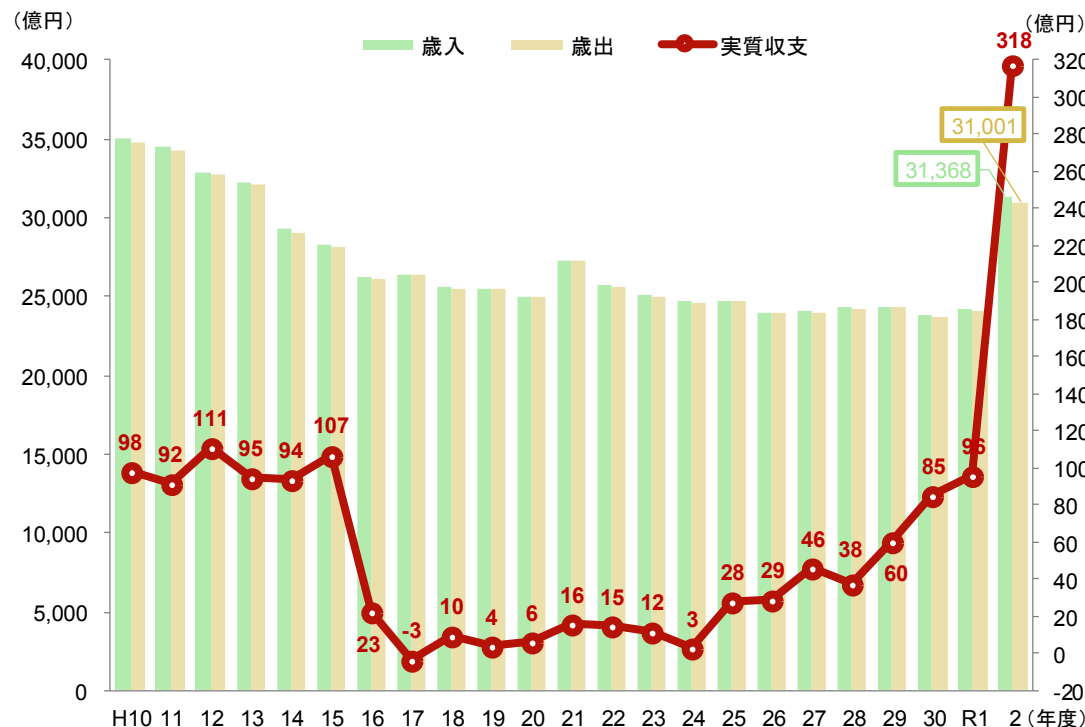
# 令和2年度 普通会計決算の概要

- **歳入総額： 3兆1,368億円(前年度 +7,110億円)**
  - ▶ 新型コロナウイルス感染症対策のため国の交付金が創設されたことや、中小企業の資金繰り支援である「中小企業総合振興資金貸付金」に係る預託金の返納が増加したことが主な要因。
- **歳出総額： 3兆1,001億円(前年度 +6,885億円)**
  - ▶ 「中小企業総合振興資金貸付金」が増加したほか、その他の新型コロナウイルス感染症対策として、感染症対策経費や社会福祉関係経費が増加したことが主な要因。
- **実質収支： 318億円(前年度 +222億円)**
  - ▶ 今後国に返還が必要な「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の剰余額が220億円含まれており、これを除いた額は98億円で前年度から2億円の増加。

R2年度決算収支状況

| 区 分          | R1            | R2            | 増減            |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 道 税          | 6,678         | 6,887         | +209          |
| 地方交付税        | 6,090         | 6,154         | +64           |
| 国庫支出金        | 3,998         | 6,650         | +2,652        |
| 道 債          | 3,587         | 3,934         | +347          |
| そ の 他        | 3,905         | 7,743         | +3,838        |
| <b>歳入計</b>   | <b>24,258</b> | <b>31,368</b> | <b>+7,110</b> |
| 人件費          | 5,683         | 5,571         | ▲ 112         |
| 公債費          | 3,858         | 3,684         | ▲ 174         |
| 普通建設事業費      | 4,859         | 5,196         | +337          |
| そ の 他        | 9,716         | 16,550        | +6,834        |
| <b>歳出計</b>   | <b>24,116</b> | <b>31,001</b> | <b>+6,885</b> |
| 翌年度に繰り越すべき財源 | 46            | 49            | +3            |
| <b>実質収支</b>  | <b>96</b>     | <b>318</b>    | <b>+222</b>   |

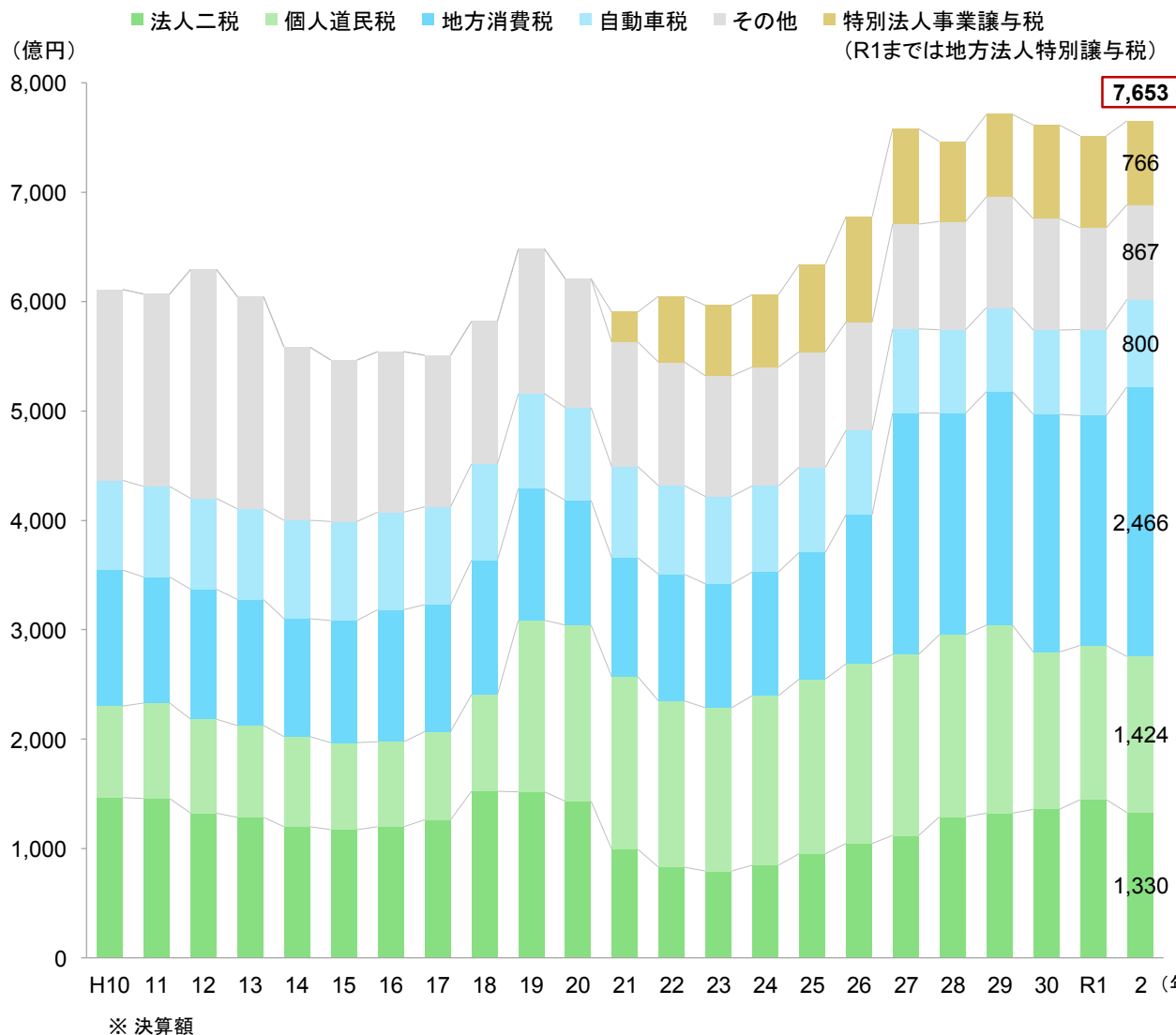
普通会計決算規模・実質収支の推移



※ R2の実質収支には国に返還を要する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の剰余額220億円が含まれている。

# 税収の推移

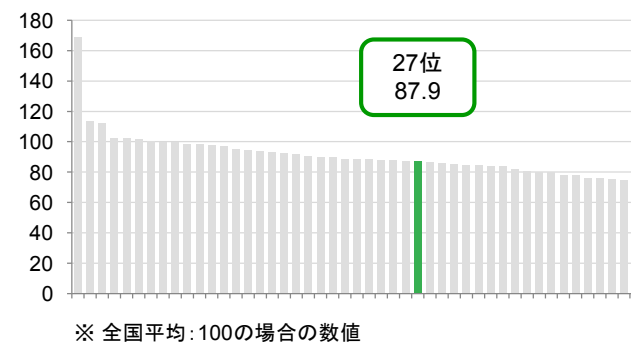
- H19は税源移譲の影響などにより6,483億円まで増加。
- その後、景気の落ち込みや制度改正により一旦減少するも、近年は景気回復等で法人二税が増加したことなどにより**回復傾向**にあり、**7,000億円台**で推移。



## 税収基盤の他団体比較

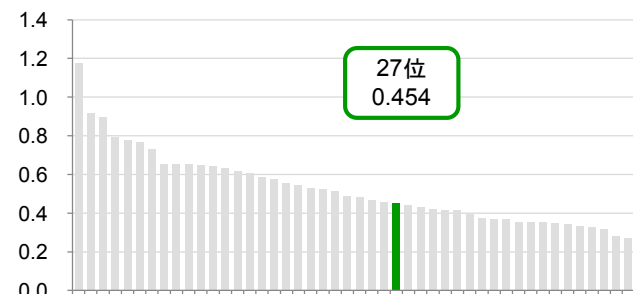
### 人口1人あたり地方税額の指数 (R1年度)

- 税収基盤の強さは全国でも中位クラス



### 財政力指数 (R1年度)

- 財政力の強さは平均0.52に対して中位クラス

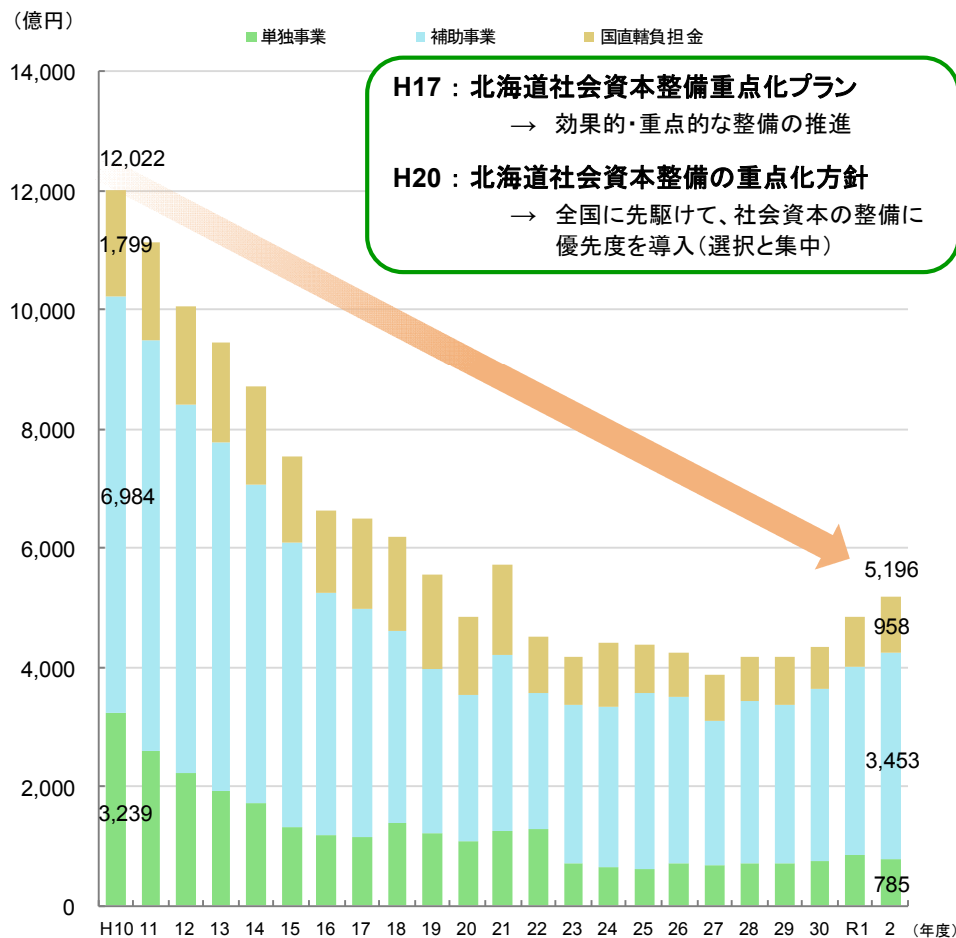


# 投資的経費／人件費の推移

## 投資的経費の推移

- ピーク時のH10年度以降、**投資的経費を段階的に抑制**  
(R2 : **H10対比 ▲6,826億円、▲56.8%**)

### 投資的経費の推移

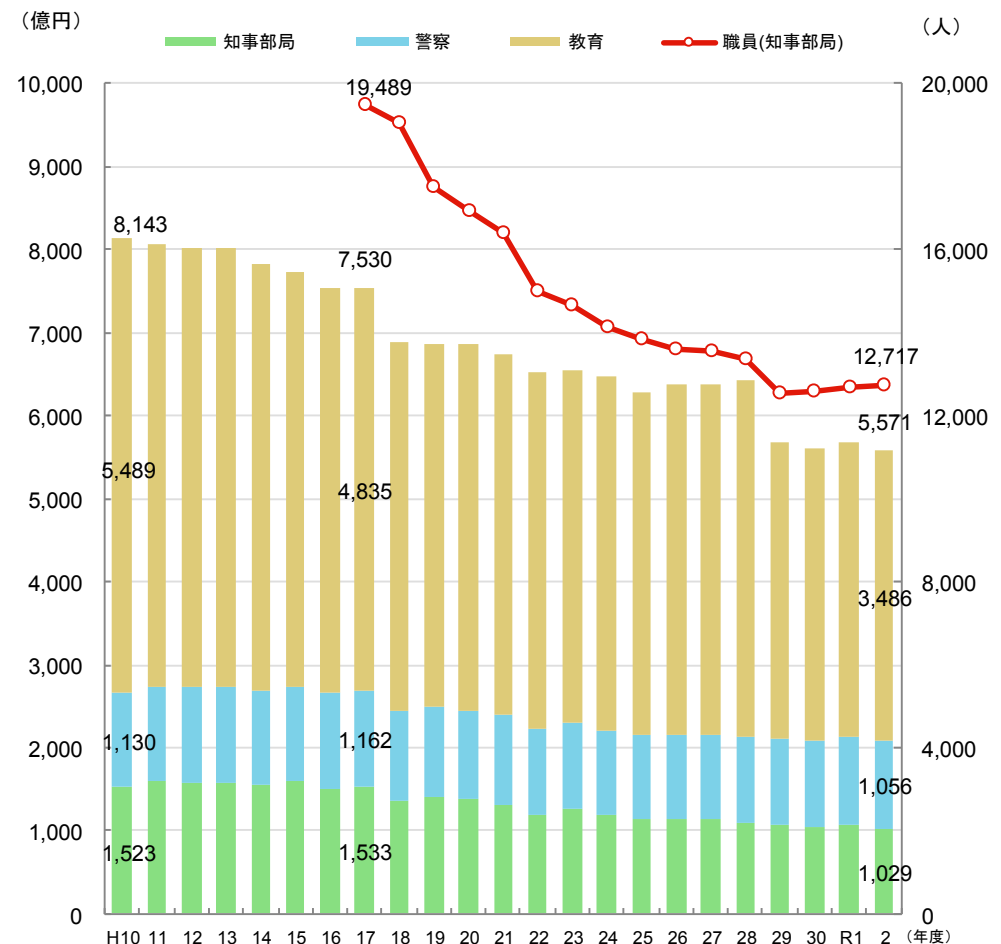


※決算額  
※H21の大幅な増加は、国の経済対策等の実施によるもの  
※R1以降の増加は、国の防災・減災、国土強靱化対策によるもの

## 人件費の推移

- 『職員数適正化計画』(H17～H27)に基づき、**職員数を着実に削減**  
(R2.4.1 : **H17対比 ▲6,772人、▲34.7%**)

### 職員数と人件費の推移



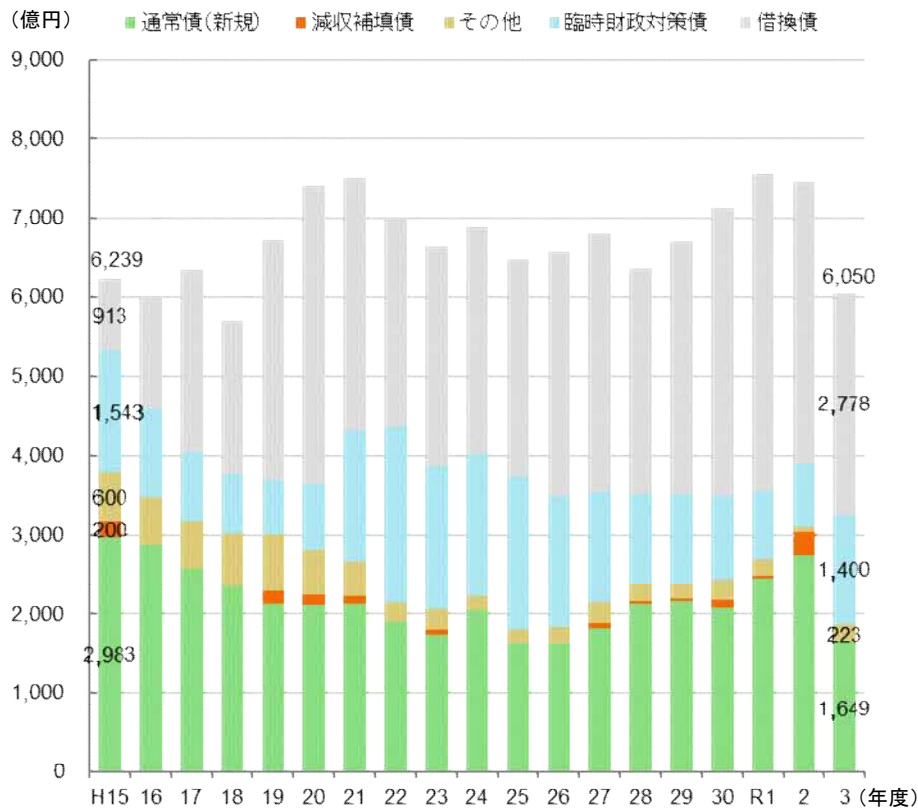
※決算額  
※H29の教育人件費の大幅な減少は、教職員給与負担の政令市への移管によるもの



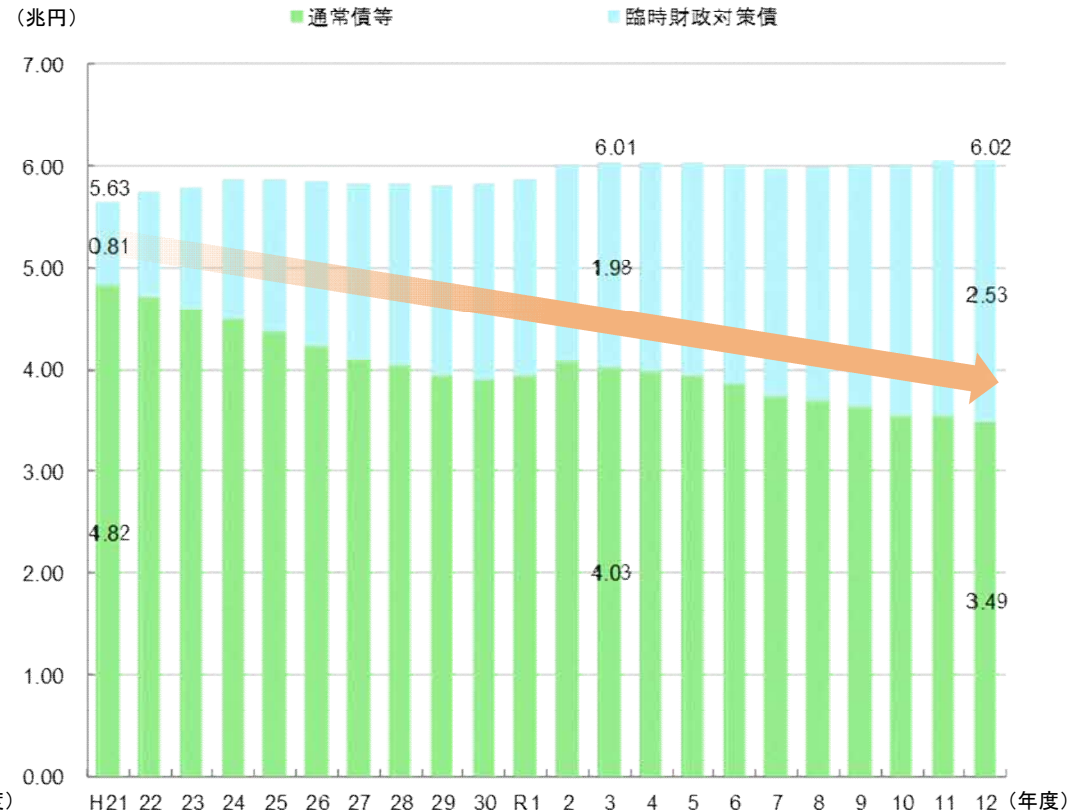
# 道債発行額／道債残高の推移

- **発行額**：これまでの投資的経費などの抑制に伴い、借換債と臨時財政対策債（償還費は実質国が負担）を除く通常債等の**発行額は減少傾向**にあったが、近年は国の防災・減災、国土強靱化対策に伴い通常債の発行額が増加。
- **残 高**：これまでの投資的経費などの抑制に伴い、**通常債等の残高は、減少傾向**。

道債発行額の推移



道債残高の推移と見通し



# 健全化判断比率

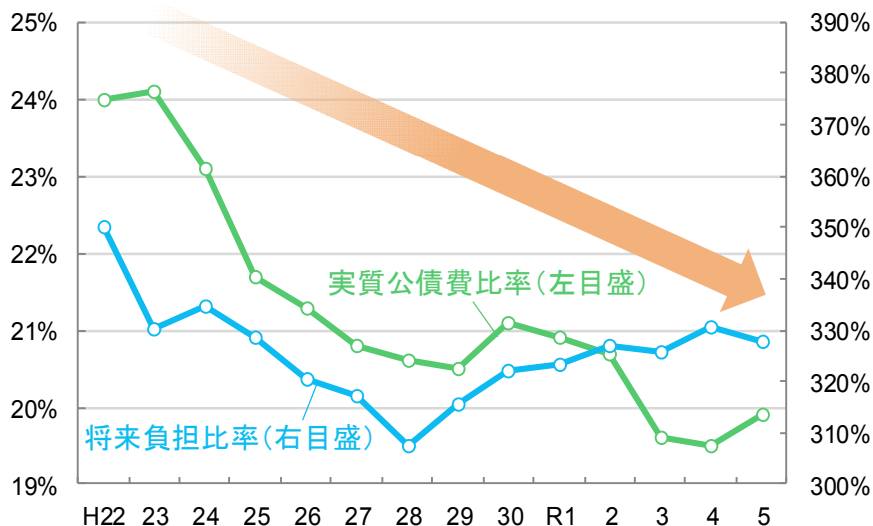
- これまで「行財政運営方針」(H28～R2)に基づき、財政健全化に向けた取組を推進。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた**健全化判断比率**のうち**実質公債費率及び将来負担比率**は、**改善傾向**。

健全化判断比率の推移

| 区 分       | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | (参考)国が定める<br>早期健全化基準 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------------------|
| ① 実質赤字比率  | 該当なし   |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 3.75%以上              |
| ② 連結赤字比率  | 該当なし   |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 8.75%以上              |
| ③ 実質公債費比率 | 21.3%  | 20.8%  | 20.6%  | 20.5%  | 21.1%  | 20.9%  | 20.7%  | 19.6%  | 19.5%  | 19.9%  | 25%以上                |
| 全国平均      | 13.5%  | 13.1%  | 12.7%  | 11.9%  | 11.4%  | 10.9%  | 10.5%  |        |        |        |                      |
| ④ 将来負担比率  | 320.6% | 317.4% | 307.7% | 315.7% | 322.2% | 323.5% | 326.9% | 325.6% | 330.6% | 327.9% | 400%以上               |
| 全国平均      | 200.7% | 187.0% | 175.6% | 173.4% | 173.1% | 173.6% | 172.9% |        |        |        |                      |

※R3年9月時点の試算

健全化判断比率の推移グラフ



「行財政運営方針」(H28～R2の5年間)の主な内容

| 区分                         | 項目                    | 項目内容                                                                           |
|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 財政健全化に向けた<br>2つの目標         | 目標①<br>収支均衡の<br>財政運営  | 歳出削減や歳入確保などに取り組み、R3年度において収支均衡の財政運営を目指す                                         |
|                            | 目標②<br>実質公債費<br>比率の改善 | 減債基金の積立て(積戻し)等を行い、R2年度まではH27年度水準を上回らないよう、比率の改善に取り組む                            |
| 財政課題の改善<br>に向けた<br>中長期的な取組 | 財政調整<br>基金の確保         | 後年度予算の財源確保のため、執行残等の財源を活用しながら積立てに努める。将来的には、標準財政規模の3.75%相当額(実質赤字比率の 早期健全化基準)を目指す |
|                            | 特定目的基金の運用等<br>の見直し    | 特定目的基金の繰替運用等については、R2年度から基金方式によらず、毎年度の予算措置により必要な事業費を確保するよう見直しを図ったところ            |

# 行財政運営の基本方針

- これまで徹底した行財政改革に取り組んできた結果、収支不足はピーク時の約7分の1まで縮小するなど、道財政は着実に改善。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による道税収入の大幅な減少などにより、令和3年度は収支不足額が拡大し、令和4年度以降も収支不足は続く見通し。
- 今後は、ウィズコロナ、ポストコロナなどに対応した様々な道政課題に取り組んでいくため、機動的・持続的な組織体制の構築や財政の健全化を図る必要があることから、令和3年4月、「行財政運営の基本方針」を策定。

## 行財政運営の基本方針

### ■ 推進期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

### ■ 主な取組内容

| 分野   | 取組の必要性                                                                                                                                   | 取組項目                                                                                                                                                                                                                     |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織運営 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 人口減少に伴う労働力不足など、社会情勢の変化に迅速にできる組織体制の構築</li><li>■ 感染症への対応で顕在化した行政のデジタル化への対応</li></ul>               | ◎「Smart道庁の取組」の一層の推進 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 職員の力を最大限に引き出す組織体制の構築</li><li>2. 職員の力を最大限に引き出す人材育成の推進</li><li>3. 職員の力を最大限に引き出す働く環境づくり</li><li>4. 道政への信頼性の確保・向上に向けた取組の推進</li><li>5. 行政サービスのデジタル化の推進</li></ol> |
| 資産管理 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 歳出削減や歳入確保を図るため、庁舎等のストックマネジメントや道有資産の有効活用の推進</li></ul>                                             | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 庁舎等のストックマネジメントの取組推進</li><li>2. 道有資産の有効活用</li></ol>                                                                                                                              |
| 財政運営 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 感染症拡大防止と社会経済活動の両立など様々な道政課題の着実な推進</li><li>■ 感染症の発生に伴う社会情勢の変化を捉え、事業実施の必要性や内容などをゼロベースで見直し</li></ul> | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 財政調整基金の確保</li><li>2. 実質公債費比率の改善</li></ol> <div>※ 令和4年度以降の収支対策は、感染症の状況やこれに伴う地域経済への影響、地方財政対策などの国の動向を踏まえて精査・検討</div>                                                               |



# 「統一的な基準」による地方公会計 貸借対照表(一般会計等:R2.3月末時点)

- 道は費用対効果の観点から格付けを取得していないが、国債同格の格付けを取得している他団体と比較して遜色のない財務諸表
- 発行した地方債がインフラ資産などにしっかりと反映され、次世代の経済活動に資する資産形成がなされている

## 北海道(格付:未取得)

(億円)

|          |        |             |          |
|----------|--------|-------------|----------|
| 固定資産     | 74,944 | 固定負債        | 57,870   |
| 有形固定資産   | 71,143 | 地方債         | 52,820   |
| 事業用資産    | 12,948 | (うち臨時財政対策債) | (17,058) |
| インフラ資産   | 58,035 | 長期未払金       | 111      |
| 物品       | 160    | 退職手当引当金     | 4,690    |
| 無形固定資産   | 17     | 損失補償等引当金    | 239      |
|          |        | その他         | 10       |
| 投資その他の資産 | 3,783  | 流動負債        | 7,337    |
| 投資及び出資金  | 1,482  | 一年以内償還予定地方債 | 6,826    |
| 長期貸付金    | 1,229  | (うち臨時財政対策債) | (2,184)  |
| 基金       | 935    | 未払金         | 33       |
| その他      | 137    | 賞与等引当金      | 459      |
| 流動資産     | 1,310  | その他         | 19       |
| 現金預金     | 161    | 負債合計        | 65,207   |
| 未収金      | 42     |             |          |
| 基金       | 1,083  | 資本合計        | 11,047   |
| 短期貸付金    | 34     |             |          |
| 徴収不能引当金  | ▲10    |             |          |
| 資産合計     | 76,254 | 負債及び純資産合計   | 76,254   |

自己資本比率 14.5%

〔国が臨財債を返済した場合の自己資本比率 39.7%〕

有形固定資産 A 71,143 億円

地方債残高(臨財債含む) B 59,646 億円

B/A= 83.84%

### 【参考】

R2.1.1住民基本台帳人口 5,267,762 人

面積 83,424 km<sup>2</sup>

人口密度 63 人/km<sup>2</sup>

実質公債費比率(R1決算) 20.7 %

※表示単位未満で四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

## 発行体X(R&I格付:AA+)

(億円)

|          |        |             |          |
|----------|--------|-------------|----------|
| 固定資産     | 60,152 | 固定負債        | 56,324   |
| 有形固定資産   | 44,865 | 地方債         | 51,555   |
| 事業用資産    | 18,158 | (うち臨時財政対策債) | (18,664) |
| インフラ資産   | 26,471 | 長期未払金       | 683      |
| 物品       | 236    | 退職手当引当金     | 3,858    |
| 無形固定資産   | 39     | 損失補償等引当金    | 205      |
|          |        | その他         | 23       |
| 投資その他の資産 | 15,248 | 流動負債        | 3,871    |
| 投資及び出資金  | 5,802  | 一年以内償還予定地方債 | 3,134    |
| 長期貸付金    | 1,294  | (うち臨時財政対策債) | (1,101)  |
| 基金       | 8,033  | 未払金         | 95       |
| その他      | 119    | 賞与等引当金      | 426      |
| 流動資産     | 3,094  | その他         | 215      |
| 現金預金     | 599    |             |          |
| 未収金      | 72     |             |          |
| 基金       | 2,294  | 負債合計        | 60,195   |
| 短期貸付金    | 142    | 資本合計        | 3,051    |
| 徴収不能引当金  | ▲12    |             |          |
| 資産合計     | 63,246 | 負債及び純資産合計   | 63,246   |

自己資本比率 4.8%

〔国が臨財債を返済した場合の自己資本比率 36.1%〕

有形固定資産 A 44,865 億円

地方債残高(臨財債含む) B 54,689 億円

B/A= 121.90%

### 【参考】

R2.1.1住民基本台帳人口 7,575,530 人

面積 5,173 km<sup>2</sup>

人口密度 1,464 人/km<sup>2</sup>

実質公債費比率(R1決算) 13.7 %

# ご参考: 地方債の安全性について

- 地方債の元利金は、以下の仕組みのもとに確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスクウェイトは0%とされている

## 1 地方債の元利償還に必要な財源を国が財源を保障（地方交付税法第7条・同10条・地方財政法第5条の3等）

- 国は、公債費（地方債の元利償還金）を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を参入
- ▶ 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

## 2 起債許可制度（元利償還に支障を来さないための財政の早期是正措置）

- 赤字団体への起債制限
- 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債許可制度
- ▶ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

## 3 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

- 財政指標の公表による情報開示の徹底
- 財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化、等

### ご参考: 総務省ホームページ 地方債Q&A 抜粋

#### Q. 民間企業と同じで、財政状況の悪い地方公共団体ほど信用力に問題があるのではないですか？

- A. 地方債は、当事者間で合意した場合等を除き、**当初の約定通り支払われるものである**というのが**政府見解**です。現行の地方債制度においては、**地方財政計画の策定及び地方交付税の算定**を通じて、**元利償還に要する経費について所要の財源を確保**するとともに、実質公債費比率等の財政指標が一定基準を超える地方公共団体について、段階的に早期是正措置としての起債許可制度、財政の早期健全化制度、財政再生制度を設けており、発行体である地方公共団体の財政状況の悪化が生じた場合であってもこれらの制度により確実に元利償還が行われます

※ 出所: 総務省HP「地方債の安全性」、「地方債に関するQ&A」

地方債の安全を守る仕組みの詳細については、下記ホームページをご参照下さい。

- 総務省 「地方債の安全性」 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/chihosai/chihosai\\_c.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/chihosai/chihosai_c.html)
- 一般社団法人地方債協会「地方債の安全性」 <http://www.chihousai.or.jp/02/03.html>

# MEMO





# お問い合わせ先

## 北海道総務部財政局財政課 資金係



TEL : 011-204-5300

FAX : 011-232-8657

### 北海道債に関連するHP



#### ● 道債

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/zaisei/dosai/top.htm>

※ 北海道のトップページからも開けます。  
ページ上部：組織から探す>総務部>財政局財政課>  
地方債(北海道債のご案内)>北海道債・IR情報

#### ● 北海道

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

#### ● 財政課

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/index.htm>

- 本資料は、投資家向けに情報提供するものであり、投資に関する売買等の取引を提案、勧誘、助言するものではありません。
- 本資料に掲載している情報は、修正される場合があります。